

## 中国の「会社法」改正草案に対する雑感 ～第一回改正草案との比較から～



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

### 一、はじめに

昨年10月のニュースレターでは、中国の会社法1の改正作業に関する動向として、2022年1月の第一回改正草案（以下「第一回草案」という。）について紹介した。その後、第一回草案に寄せられた様々な意見を踏まえて、2022年12月末から2023年1月にかけて、会社法の改正に関する第二回改正草案（以下「第二回草案」という。）が公開されており、同法の改正に向けた立法作業が着実に進んでいることが窺える。前回のニュースレターでも述べたように、今後予定されている会社法の改正内容には、董事会や株主会といった会社の機関設計に関わる改正も含まれており、中国現地の日系企業への影響も大きいと思われる。そのため、今月のニュースレターでは、第二回草案のうち特に機関設計に係る内容について、第一回草案と比較しつつ改正の方向性について簡潔にアップデートしたい。

### 二、監査委員会制度の導入

現行の会社法では、最高権力機関たる株主会が、董事会の構成員たる董事と監事会の構成員たる監事を選任し、原則として董事会及び監事会を設置することとされている。また董事と監事は相互に兼任が禁止されており、いわゆる二層制モデルが採用されている。

これに対し、第一回草案では、会社の定款に基づき董事会の中に董事により構成される監査委員会を設置し、同委員会に会社の財務・会計に対する監督権等の行使を認め、その場合、監事会又は監事を設置しないことができるとした。また株式会社についても、同様の制度を前提としつつ、監査委員会の構成員について、その過半数を非執行董事とする旨の条件が付された。

今回の第二回草案では、有限責任会社について、董事会の中に監査委員会を設置した場合、監事会又は監事を

設置しないものとしており、第一回草案と異なり、監査委員会と監事会を併存させない内容に修正されている。また第一回草案と異なり、監査委員会の構成員を董事とする旨の記載が削除されており、また、監査委員会の権限として、法で定める監事会の職権を行使できるものとされた。株式会社については、上記の有限責任会社に関する修正内容が同様に盛り込まれている。また監査委員会は3名以上の董事により構成され、その過半数を独立董事が占め、少なくとも1名の独立董事を会計専門人材とするなど、第一回草案に比べて監査委員会の構成員の条件を詳細化している。

以上のように、監査委員会と監事会の設置、監査委員会の構成員に関する修正等があるものの、董事会の中に一定条件を満たす監査委員会を設置する場合は監事会又は監事を設置しない一層制モデルを導入する方針に変更はないように思われる。

### 三、会社の各機関の権限に関わる修正

#### 1. 董事会の権限範囲

現行の会社法では、董事会は株主会に対して責任を負い、その権限は条文上で具体的に列挙され、その他の権限は定款で付与するとされている。

これに対し、第一回草案では、董事会の権限に該当する具体的な列挙事由を全て削除した上で、董事会は会社の執行機関であることを明記し、株主会の権限以外の権限を行使する旨を規定した。当該規定ぶりに対しては、董事会に広範な業務執行に関する権限を付与したものと解釈する意見が多く出された。

しかしながら、今回の第二回草案では、現行の会社法で定める董事会の権限を具体的に列挙する規定内容を復活させ、株主会と董事会の権限事項の区分を明確にした。また現行の会社法で定める株主会の権限事項の中で、会

<sup>1</sup> 本稿において、特段の記載がない限り、「会社法」は中国の会社法を指すものとする。

社の債券発行の決定に係る決議については、株主会から董事会に授権することができる旨を新たに定めた。

董事会の権限範囲の規定内容については、上記の通り、第一回草案と第二回草案で異なる内容になっている。今後、董事会の執行機関としての位置づけと実際の業務執行における役割等を考慮しつつ、更なる議論が進むものと予想される。また株主会の権限事項の一部を董事会に授権できるとした条項についても、同条項を強行規定と捉えるか、又は授権内容の例示列举と捉えるかで株主会から董事会への授権範囲が異なるため、今後の動向に注意する必要がある。

## 2. 業務執行機関内の役割分担

会社法上、董事会はその決議内容を具体的に執行する機関として総経理を設けることができる。総経理は、董事会に対して責任を負い、実務上、ほとんどの企業では総経理を設けている。

現行の会社法上、総経理の権限は具体的に列举されているが、第一回草案ではそれらの列举事由が全て削除され、会社の定款の定め又は董事会の授権に基づき行使するものとされた。そして、第二回草案においても、第一回草案の内容が維持されている。これは、株主会と董事会の関係とは異なり、総経理は、董事会の指揮の下で具体的業務を執行する役割を担い、あくまで業務執行機関の一部であることから、その権限範囲を具体的に列举するのではなく、会社の定款又は董事会の授権に応じて総経理の権限範囲を画定する体制を採ることで、董事会の指揮に基づく業務執行を実現する方針であると思われる。

## 3. 株主会の決議事項の一部の削除

現行の会社法では、株主会の権限事項として「会社の経営方針及び投資計画の決定」と「会社の年度財務予算方案、決算方案の審議批准」を規定している。この権限事項について、第一回草案では特段の修正はなかったが、今回の第二回草案では、いずれも削除されている。

更に上記の両権限事項に連動して、現行の会社法では、董事会の権限事項として「会社の経営計画及び投資方案の決定」と「会社の年度財務予算方案及び決算方案の制定」が規定されているが、第二回草案では、これらの権限条項も削除されている。

## 四、経営規模に応じた機関設計の簡便化

現行の会社法では、①出資者人数が少ない会社又は②会社の規模が小さい有限責任会社では、董事会や監事会を設けず、1名の執行董事や1～2名の監事を設けることができる。これに対し、多くの株主を予定する株式有限会社ではこのような制度は設けられていない。

この点、第一回草案では、まず上記①の出資者人数の多寡という条件を撤廃した。また有限責任会社か株式有限会社かを問わず、会社の規模が小さい場合には、董事会を設けず1名の董事又は総経理を設けたり、監事会を設けず1～2名の監事を設けることが認められた。

第二回草案では、基本的に第一回草案の改正内容を維持した上で、更に出資者全員の同意があれば、監事を設けないこともできる旨が追加された。

第二回草案で、出資者全員の同意があれば監事を設けないことができる旨を追加したことは、小規模な企業においては出資者による直接的な監督が届きやすい点を考慮したものであり、中国の会社の実情に即したものである。

次に、上記①の条件の削除は経営規模が比較的大きい日系企業にも影響を及ぼすと思われる。すなわち、昨年のニュースレターでも触れたが、現状、多くの日系企業はその出資者人数が少ないことから、上記①の条件を満たすことを理由に、監事会を設けず監事のみ選任する会社が比較的多いと思われる。しかし、今回の第二回草案においても上記①の条件は削除されている。そのため、将来、もし当該修正がそのまま採用され、改正会社法が正式に公布された場合には、経営規模が比較的大きい日系企業では、たとえ出資者人数が少ない場合であっても監事会の設置を検討する必要があると予想される。会社の公正な経営と監督の観点から監事会の設置は重要である一方、監事会を設置する場合、監事会に一定比率の従業員代表を選出する必要があるため、従業員の意向をどの程度反映するかが、将来的には課題の一つになると予想される。

## 五、新たな従業員董事制度

現行の会社法の下では、2つ以上の国有企業が出資する有限責任会社等については董事会の構成員として従業員代表を入れることが義務付けられているが、その他の会社については会社の任意の判断に委ねられている。そ

のため、2つ以上の国有企業間の合弁会社といった状況でなければ、通常、日系企業が従業員代表を董事会の構成員とすることはほとんどないと思われる。

これに対し、第一回草案では、有限責任会社か株式会社かを問わず、従業員が300人を超える場合は、その董事会に会社の従業員代表を入れることが義務付けられた。

更に、今回の第二回草案でも、基本的に第一回草案の内容が維持されている。但し、法律に基づき監事会を設置し、かつ従業員代表がいる場合には、董事会において従業員代表を構成員とする必要がない旨が定められた。これは、従業員の利益の確保や監督機能といった制度趣旨から、董事会及び監事会の両方に従業員代表を設ける必要性がないことを明確にしたものと思われる。

上記の通り、第一回草案に引き続き、第二回草案においても、300人以上の従業員を有する会社の董事会に従業員代表を入れる旨の内容が維持されており、将来的にも、この内容が維持されたまま改正会社法が正式に公布される可能性が比較的高いと予想される。日系企業の中でも、工場を持つ会社の場合には従業員が300人を超えることは珍しいことではないため、今後の動向に注意が必要と思われる。

## 六、最後に

以上のように、現在まで2回にわたって会社法の改正草案が公開されており、各修正内容を比較すると、将来の会社法の正式な改正に向けて、どのような修正内容が維持されるのかを予測できる箇所も出てくる。例えば、監査委員会の導入、出資者が少ないことを理由とする機関設計の簡便化の廃止、一定数以上の従業員を雇用する会社の董事会への従業員代表の参加といった制度は、会社の機関設計に重要な影響を与えると予想されるが、第一回草案及び第二回草案いずれでも維持されており、将来の改正会社法の正式な公布の際に導入される可能性が比較的高いのではないかとと思われる。特に、日系企業を含む外商投資企業は、2024年12月末までに会社法に沿った組織機構を構築する必要があり、社内の機関設計を少しずつ会社法の内容に合致するように進めている日系企業も多いと思われる。今回の第二回草案は、あくまで改正の草案に過ぎないが、将来の改正会社法の方向性を知る重要な指針にはなるため、今後も改正作業の動向には注意する必要があると思われる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。